

## 教育委員会定例会（令和2年3月）会議録

1 日 時	令和2年3月25日（水）12:00～13:00
2 場 所	新居浜市庁舎5階 教育長室
3 出 席 者	教 育 長 高橋 良光 委 員 近藤 智佳 本田 郁代 尾藤 一彦 事 務 局 長 加藤 京子 次 長 高橋 利光 井上 毅
4 記録者氏名	社会教育課 近藤 岳詩
5 会議の概要	<議案> 議案第18号 新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について 議案第19号 新居浜市入学準備金貸付規則の一部を改正する規則の制定について 議案第20号 教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）

高橋教育長	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第3回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は本田委員さんと近藤委員さんをお願いいたします。</p> <p>これより議案審議に入ります。本日の議案は第18号から第20号の3議案でございます。議案第20号は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第15条の規定により、非公開で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	はい。
高橋教育長	<p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p> <p>それでは議案第18号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
高橋次長兼社会教育課長	<p>社会教育課の高橋です。</p> <p>議案第18号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の2ページから5ページ及び議案第18号参考資料をお目通しください。</p> <p>本市の組織機構改革に伴う本規程の一部変更につきましては、3月9日開催の教育委員会定例会にてご説明を申し上げ、議決を頂きましたが、今回は、近年、公共工事設計労務単価や消費税率の引き上げ等により、工事に関わる設計等の委託金額が上昇していることに伴い、専決の範囲が縮小しており、決裁事務の処理に時間を要し、非効率となってきた状況を是正いたすため、本案を提出した次第でございます。</p> <p>今回改正しようとする主な内容につきましては、地方公務員法の改正に伴い、規程別表第1中の日々雇用の職員の字句を会計年度任用職員（日々雇用の職員に限る。）に改めますとともに、別表第2の2表中に、教育委員会事務局組織の歳出に係る専決事項が規定されておりますが、その中で、委託料につきましては、直接工事に関係する測量、設計等の業務委託料に係る課長の専決権限を現行の300万円以下から500万円以下までに拡大し、工事請負費につきましては、事務局長の専決権限</p>

	<p>を現行の3,000万円以下から5,000万円以下までに拡大しようとするものでございます。</p> <p>なお、教育委員会事務局の課長、事務局長の専決権限の範囲につきましては、教育委員会と同様、新居浜市事務決裁規程の一部改正を予定しております市長部局の課長、部長の専決権限の範囲と同一となる予定でございます。</p> <p>この改正により、職責に応じた専決が可能となり、迅速な事務処理に寄与すると考えております。</p> <p>その他の改正点につきましては、別表第2のうち2歳出表中、予算の費目のうち、総務省令の改正に伴い、「賃金」という分類が削られることに伴う項目の削除及び割り振られている番号を、それぞれ順次繰り上げしようとするものでございます。</p> <p>なお、この規程は、令和2年4月1日から施行いたしたいと考えております。</p> <p>以上で、議案第18号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくお願い申し上げます。</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第18号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
高橋教育長	<p>次に、議案第19号「新居浜市入学準備金貸付規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>学校教育課 井上でございます。</p> <p>議案第19号 新居浜市入学準備金貸付規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の6ページから10ページ、及び別紙の資料をご覧ください。</p> <p>本案は、令和2年2月新居浜市議会定例会において新居浜市入学準備</p>

	<p>金貸付基金条例の一部改正が可決されたことに伴い、関連する規則を改正するため、提案するものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、題名及び第1条につきましては、基金名を改めることに伴う改正でございます。</p> <p>第2条の改正につきましては、申請の申請期間を、毎年、教育長の定める期日までとするものでございます。</p> <p>第4条の改正につきましては、令和2年4月1日に施行される改正民法により、連帯保証人の極度額の設定等を行おうとするものでございます。</p> <p>第5条の改正につきましては、保証人を連帯保証人に改めようとするものでございます。</p> <p>第6条の改正につきましては、返還期間は原則として入学した学校を卒業するまでの間と改めようとするものでございます。</p> <p>第7条の改正につきましては、償還を返還に改める等、字句の修正を行うものでございます。</p> <p>なお、この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後、貸し付ける入学準備のために必要な経費の貸付金について適用し、同日前に貸し付けた入学準備のために必要な貸付金については、なお従前の例によりたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>この極度額の設定というのは、4月1日からの保証人の法律の改正によるものですか。</p> <p>はい。民法の改正によりまして、4月から新たに設けることになったものでございます。</p> <p>今までどうだったかが分からないのですが、連帯というのは借りた人と一緒に債務を負うという形なので、最近、会社が融資を受ける際にも極力、連帯保証人を辞めようというような流れがあります。これは企業の話なので成長性があつたりと、分野が違ふとは思いますが、特に最近の融資では保証人さえとらないような方向に流れている中で、連帯保証と言われるとすごく身構えてしまいますし、保証人と言うのでは感</p>
高橋教育長	
近藤委員	
井上次長兼学校教育課長	
尾藤委員	

井上次長兼学校教育課長	<p>じ方がだいぶ違ってくると思うのですが、そうしなければならないものなのか、どういう風にお考えか聞かせていただきたいです。</p> <p>連来保証人の件なのですが、新居浜市の債権管理の考え方からいきますと、滞納されるとその後回収に大変苦勞しているというところがありまして、公債権と私債権があって、税金のように強制的に差押さえができる権限があればいいのですけれども、私債権の契約につきましては、滞納が発生した場合はお願いして返してもらい、それが無理であれば裁判をすると、債権管理の面では苦勞していますので、市のお金を返していただくという債務を果たしていただくためにも、連帯保証人が必要ということで、設定させていただいております。</p>
尾藤委員	<p>ただ額が、数万から30万円程でしたら、その人に借りた方がいいのではないかと、という考えすらあるものですから、確かに回収のことを考えると、そのお金で裁判を起こすとか、手間をかけるのは本当にナンセンスですね。考え方は分かりました。</p>
高橋教育長	<p>それでは、議案第19号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>これより、非公開審議に入りますので、関係者以外の方は退席をお願いいたします。</p> <p>(ここから非公開)</p> <p>これより、非公開審議に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議案第20号「教育委員会事務局職員の人事異動について」ご説明いたします。</p> <p>&lt;資料に基づき説明&gt;  ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>

それでは、議案第19号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。  
よろしく申し上げます。

これで、令和2年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

新居浜市教育委員会会議規則第13条の規定により署名する。

委員名

委員名